

柴田町個人情報保護条例をここに公布する。

平成十七年三月四日

柴田町長

柴田町条例第 五 号

柴田町個人情報保護条例

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第六条 第十三条）

第三章 個人情報の開示、訂正及び利用停止（第十四条 第三十七条）

第一節 開示（第十四条 第二十四条）

第二節 訂正（第二十五条 第二十九条）

第三節 利用停止（第三十条 第三十四条）

第四節 不服申立て（第三十五条 第三十七条）

第四章 個人情報保護審査会（第三十八条 第五十一条）

第五章 雑則（第五十二条 第五十五条）

第六章 罰則（第五十六条 第六十条）

附則

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求める権利を明らかにすることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 二 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- 三 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。第十六条において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- 四 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- 五 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文書を作成し、又は文書若しくは図面の内容を記録するための処理その他町長が定める処理を除く。
- 六 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

(町民の責務)

第五条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

## 第二章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第六条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- 一 個人情報取扱事務の名称
- 二 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- 三 個人情報取扱事務の目的
- 四 個人情報取扱事務の対象者
- 五 個人情報の記録項目
- 六 個人情報の収集先
- 七 個人情報の利用及び提供の状況

八 個人情報の処理形態

九 個人情報取扱事務を実施機関以外のものに行わせることの有無

十 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日

十一 その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。
- 4 前三項の規定は、町の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他柴田町個人情報保護審査会（第三十八条第一項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務については、適用しない。

（収集の制限）

第七条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - 一 本人の同意があるとき。
  - 二 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めのあるとき。
  - 三 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - 四 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
  - 五 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外の者から収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に定めのあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で実施機関が当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第八条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 法令等に定めのあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

五 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第九条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(以下「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき。

二 法令等に定めのあるとき。

三 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

四 出版、報道等により公にされているとき。

3 前項の提供の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

（提供先に対する措置要求）

第十条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（適正管理）

第十一条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に照らし、保有の必要がない又は保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される公文書に記録されている個人情報については、この限りでない。

（職員等の義務）

第十二条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用

してはならない。

(委託に伴う措置等)

第十三条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第三章 個人情報の開示、訂正及び利用停止

#### 第一節 開示

(開示請求権)

第十四条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族」という。)に限り、開示請求をすることができる。

一 当該個人情報の本人の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子

二 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である父母

三 前二号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

(開示請求の手続)

第十五条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 開示請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）
  - 二 開示請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
  - 三 その他実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第十六条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- 一 法令等の規定により開示することができないとされている情報
- 二 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令等の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
- 八 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公

務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

四 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体又は財産の保護その他の公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

五 町又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる町の機関内部若しくは町の機関相互又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの

六 町又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ヘ 町又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

七 第十四条第二項の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるもの

(部分開示)

第十七条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(裁量的開示)

第十八条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第十九条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報に該当する個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第二十条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十一条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して十四日以内にしなければならない。ただし、第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した

日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十二條 開示請求に係る個人情報に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第三十五条、第三十六条、第三十七条及び第四十七条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 当該第三者に関する情報が第十六条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第十八条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第三十六条第三号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第二十三条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による開示は、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

一 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 閲覧又は写しの交付

二 フィルムに記録されている個人情報 視聴又は写しの交付

三 電磁的記録に記録されている個人情報 閲覧、視聴、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

3 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による公文書に記録されている個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 第十五条第二項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(手数料等)

第二十四条 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 前条第二項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

## 第二節 訂正

(訂正請求権)

第二十五条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第十四条第二項の規定は、訂正請求について準用する。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、訂正請求をすることができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第二十六条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- 二 訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日
- 三 訂正請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
- 四 訂正を求める内容
- 五 その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第十五条第二項及び第三項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第二十七条 実施機関は、訂正請求があつたときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報に事実と合致していないと認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

- 一 法令等の定めるところにより訂正をすることができないとされているとき。
- 二 実施機関に訂正の権限がないとき。
- 三 その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。

(訂正請求に対する決定等)

第二十八条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第二十九条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第二十六条第三項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第二十一条第二項の規定は、訂正決定等について準用する。

### 第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

一 第七条の規定に違反して収集されたとき、第八条の規定に違反して利用されているとき、又は第十一条第三項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

二 第八条又は第九条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第十四条第二項の規定は、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第三十一条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- 一 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）
- 二 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日
- 三 利用停止請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
- 四 利用停止請求を求める内容及び理由
- 五 その他実施機関が定める事項

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止義務）

第三十二条 実施機関は、利用停止請求があつたときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第三十三条 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第三十四条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して三十日以内にしなければならない。ただし、第三十一条第二項において準用する第十五条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第二十一条第二項の規定は、利用停止決定等について準用する。

#### 第四節 不服申立て

##### (審査会への諮問)

第三十五条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
  - 二 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第三十七条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
  - 三 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正をすることとするとき。
  - 四 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の利用停止をすることとするとき。
- 2 開示決定に対する第三者からの不服申立てがあったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。
- 3 実施機関は、第一項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。
- 4 前項の場合において、当該決定は、不服申立書が実施機関の事務所に到達した日から起算して九十日以内に行うよう努めなければならない。

##### (諮問をした旨の通知)

第三十六条 前条第一項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等）

第三十七条 第二十二条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第四章 個人情報保護審査会

（設置等）

第三十八条 この条例によりその権限に属させられた事項を行わせるため、柴田町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第三十九条 審査会は、委員五人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、町長が委嘱する。

（任期）

第四十条 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四十一条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四十二条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第四十三条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第三十五条第一項の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書に記録されている個人情報の開示を求めることができない。

3 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第二項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第四十四条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。  
(意見書等の提出)

第四十五条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第四十六条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第四十三条第二項の規定により提示された公文書を読覧させ、同条第五項による調査をさせ、又は第四十四条第一項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第四十七条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

3 第一項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議の会議の非公開)

第四十八条 第六条第四項、第七条第二項第六号及び第三項、第八条第六号、第九条第二項及び第三項、第三十五条第一項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第四十九条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の

内容を公表するものとする。

( 秘密の保持 )

第五十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

( 委任 )

第五十一条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

## 第五章 雑則

( 他の法令等との調整 )

第五十二条 次に掲げる個人情報については、第二章、第三章及び第六章の規定は適用しない。

- 一 統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
  - 二 統計法第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
  - 三 統計報告調整法（昭和二十七年法律第百四十八号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第四条第二項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報
- 2 町の実施機関の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
  - 3 第三章第一節の規定は、他の法令等（柴田町情報公開条例（平成十三年柴田町条例第四号）を除き、規則、規程等を含む。以下この条において同じ。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第二十三条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法による個人情報の開示については、適用しない。
  - 4 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第二十三条第二項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

5 第三章第二節及び第三節の規定は、他の法令等の規定により、自己に関する個人情報の訂正又は利用停止等の手続が定められているときは、適用しない。

( 苦情の処理 )

第五十三条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

( 運用状況の公表 )

第五十四条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

( 委任 )

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

## 第六章 罰則

第五十六条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第十三条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、生存する個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十七条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている生存する個人に関する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で生存する個人に関する個人情報が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第五十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

( 柴田町電子計算組織に係る個人情報保護条例の廃止 )

2 柴田町電子計算組織に係る個人情報保護条例（平成五年柴田町条例第二号）は、廃止する。

( 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 )

3 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年柴田町条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄を改正項目の例により改正後の欄に改める。

| 改正後             |                |       |                       |                 |
|-----------------|----------------|-------|-----------------------|-----------------|
| 別表一             |                |       |                       |                 |
| 区分              | 報酬             |       | 出席費用弁<br>償<br>(一日につき) | 旅費の<br>額<br>(略) |
|                 | 年月<br>別<br>日額の | 金額    |                       |                 |
| (略)             | (略)            | (略)   | (略)                   |                 |
| 情報公開審査委員<br>員   | "              | 七〇〇〇円 | 一、五〇〇<br>円            |                 |
| 個人情報保護審査<br>委員会 | "              | 七〇〇〇円 | 一、五〇〇<br>円            |                 |
| (略)             | (略)            | (略)   | (略)                   |                 |
| (略)             | (略)            | (略)   |                       | (略)             |

| 改正前           |                |       |                       |                 |
|---------------|----------------|-------|-----------------------|-----------------|
| 別表一           |                |       |                       |                 |
| 区分            | 報酬             |       | 出席費用弁<br>償<br>(一日につき) | 旅費の<br>額<br>(略) |
|               | 年月<br>別<br>日額の | 金額    |                       |                 |
| (略)           | (略)            | (略)   | (略)                   |                 |
| 情報公開審査委員<br>員 | "              | 七〇〇〇円 | 一、五〇〇<br>円            |                 |
| (略)           | (略)            | (略)   | (略)                   |                 |
| (略)           | (略)            | (略)   |                       | (略)             |

改正項目  
一部改正

（柴田町情報公開条例の一部改正）

- 4 柴田町情報公開条例（平成十三年柴田町条例第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正前の欄を改正項目の例により改正後の欄に改める。

| 改正後   | 改正前   | 改正項目                          |
|---|---|-------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 情報の公開（第五条 第十四条）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第四章～第七章 （略）</p> <p>第三章 削除</p> <p>第十五条 削除</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 情報の公開（第五条 第十四条）</p> <p>第三章 自己情報の本人開示及び訂正（第十五条・第十六条）</p> <p>第四章～第七章 （略）</p> <p>第三章 自己情報の本人開示及び訂正</p> <p>（自己情報の開示請求）</p> <p>第十五条 実施機関は、第十条第一項の規定にかかわらず、自己に関する情報(以下「自己情報」という。)について、本人又は本人の法定代理人から開示の請求があつた場合は、これを開示しなければならない。ただし、次に掲げる情報は、開示しないことができる。</p> <p>一 開示により、実施機関の公正な職務執行を妨げることとなる情報</p> <p>二 法令の規定により、開示することができないとされている情報</p> <p>三 第十二条に該当する情報</p> <p>2 前項の規定により、自己情報の開示を請求しようとする者は、本人又は法定代理人であることを証明しなければならない。</p> <p>3 部分開示及び事後開示、開示の請求手続及び決定等については、第六条、第七条及び第十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公開」とあるのは「開示」と、第</p> | <p>全部改正</p> <p>”</p> <p>”</p> |

第十六条 削除

第十四条第一項中「公開除外情報」とあるのは「第十五条第一項ただし書きの情報」と、同条第二項中「第九条から第十二条まで」とあるのは「第十五条ただし書き」と、それぞれ読み替える。

(自己情報の記録の訂正)

第十六条 前条の規定により、自己情報の開示を受けた者は、その情報に記録されている自己情報の事実の記録に誤りがあるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 前項の規定により、訂正の請求をしようとする者は、その記録の誤りを証する資料を添えて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書面を実施機関に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名及び住所
- 二 開示を請求する情報の件名及び記録の誤りとする箇所
- 三 訂正を求める内容
- 四 前三号に定めるほか、規則で定める事項

3 実施機関は、第一項の規定による訂正の請求があつたときは、訂正につき法令に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないとき、その他訂正しないことについて正当な理由があるときを除いて、その記録の誤りを訂正しなければならない。

4 実施機関は、第一項の規定による請求に対し、速やかに訂正を行なうか否かの決定を行い、その決定内容を請求者に書面により通知しなければならない。この場合において訂正しない旨の通知をするときは、その具体的な理由とこの決定に対して不服申立ができることを併せて記載しなければならない。

(不服の申立等)

全部改正

(不服の申立等)

第二十一条 請求者は、第七条第一項の決定に対して不服あるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立をすることができる。ただし、不服申立は、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にならなければならない。

2 } 4 (略)

第二十一条 請求者は、第七条第一項、第十五条第三項及び第十六条第四項の決定に対して不服あるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づき、実施機関に対し、不服申立をすることができる。ただし、不服申立は、その決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にならなければならない。

2 } 4 (略)

一部削除

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。
- 6 この条例の施行の際現にされている改正前の柴田町情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第十五条の規定による自己情報の開示の請求は、この条例第十四条の規定による開示請求とみなす。
- 7 この条例の施行の際現にされている改正前の情報公開条例第十六条の規定による自己情報の訂正の請求は、この条例第二十六条の規定による訂正とみなす。
- 8 前二項に規定するもののほか、施行日前に改正前の情報公開条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これらに相当する規定がある場合は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 9 この条例の施行の際、第三十九条の規定により最初に委嘱する場合の任期は第四十条第一項の規定にかかわらず、平成十九年九月三十日までとする。